

全民研四一回大会シンポジウム

これからの政治教育——全民研四〇年をふまえて

■報告 1

共存の枠組下での、議論と討論の力を育てよう

杉浦 正和

四〇周年を記念し、全民研の活動を振り返りつつ、政治教育を中心とした将来の方向性を考えようというのが、シンポジウムの狙いだった。その流れについては、『全民研 会報』二〇一〇年九月一七日の一五〇号に書いた。シンポでは、『現代教育の思想水脈』を編集した立場から、民主主義教育について論じられた服部氏と若干の論争があった。その後、服部氏と研究委員会で話し合い、生徒会について同委員会で議論を重ねた。さらに、文部省の生徒会観の学習指導要領における変遷について調べた。このため、ここでまとめる報告のポイントは、大会時のものと表現や強調点が変わっている。そして、意見一致を重視する民主主義観に対して、多様な価値共存を重視する民主主義観と立憲主義の意義付けについて加えた。ここで、二〇一〇年に話題となったサンデルの

正義論が参考になった。なお、機関誌前四号の「現実政治に参加する教法的政治教育に向けて」において、積極的な政治的中立性を保証して、生徒に意思決定をさせることの重要性を詳説したので、それについてはここで詳しく述べない。

政治的中立性確保で、現実政治に関わる

杉浦の問題提起は、①全民研が発足時にかかげた政治教育を、教育基本法の「良識ある公民としての政治的教養」を尊重することとほぼ同一と理解し、②文科省が一貫してこの目標を軽視してきたこと。③その口実として、「政治的中立性」の厳守を現場に要求し、④実際内容として、生徒が現実政治へ関わることを抑えたことである。そして、⑤文部省の反政

治教育の方針を打破する力は、デイベート学習や模擬投票などの手法によって、現実の生の政治を取りあげることであり、⑥それらの手法は、積極的に政治的中立性を確保することとで、現実の政治に関わろうとする点に本質的特徴がある、という主張である。教基法の中核条項を根拠にして、文科省の策略を逆手にとる正攻法の戦略なのである。

まず、文部省の反政治教育の流れを確認しておこう。

政治教育の貧困が広がった背景と原因

①文部省等の「紛争」対処（「六九通達」）の問題点

日本と違って、欧米諸国は学生・高校生紛争を一八才選挙権導入や学校参加制度などに発展させてきた。その理由は、政治勢力が紛争を根本原因にさかのぼって対処したことと、権利意識の高さ（未成年の発言権尊重）があったと考えられる。しかし、日本では、紛争収拾後、政治教育の必要性に気づいたにもかかわらず、大半の政治勢力が若者の要求を発展させなかった。逆に、改めて取り組むべき政治教育を抑え込み、生徒会活動などを抑圧する結果を生み出した。

②文部省の反政治教育的姿勢

文部省は、教育基本法の政治的教養尊重を形式的に守ると言いつつ、教師の「偏向教育」を抑えることばかりを重視した。この結果、制度的知識を現実政治の中で教える工夫を奨励せず、生徒が現実政治について何かを考えること、つまり

意思決定力の育成を目標としなかった。学習指導要領の文言に教基法の理念を一定反映させても、現実政治が複雑であることを口実に、学校現場で現実政治を取り上げにくい雰囲気を作り出して、政治教育を一貫して抹殺してきたのである。

③文部省の生徒の政治活動全面否定論

文部省は、高校紛争に対処する「六九通達」で、人権としての「表現の自由」が高校生に存在しないと見えなかつた。代わりに、未成年である生徒に参政権がないことを理由として、学校の指導によって生徒の一切の政治活動を禁止したのである。これは、紛争期に問題となった党派の暴力的な形態を問わず、政治活動全体を禁止するもので、「子供の権利条約」に違反するが、それを一切認めようとしていない。

④文部省・批判派共に議会制重視の内容が不十分

高校紛争期に学校や街頭での暴力的直接行動が頻発した背景には、明らかに議会制重視の政治理論が弱かったことがある。しかし、自民党はこれを現実政治において改めず、文部省もこれを形式的説明以上に深めなかった。これに対して批判派は、政治知識において理想的直接民主主義を志向し、結果として議会制軽視の政治意識状態を補完することになった。これについては、後に詳しく内容と事情を分析する。

⑤文部省の学内組織運営力育成Ⅱ生徒会指導論の欠如

文部省は外部からの政治的影響を理由に、生徒会の地域的

な連合組織を六〇年から禁止した。これは、直接関連のない政治教育を理由に、生徒会の発展を放棄したものである。批判側も政治的活動が生徒会活動に重要であるかのような見解を清算できず、学校―地域―全国の経験を交流して、生徒会指導を発展させる仕組みをつくろうとしなかった。

全民研は政治教育を目標に一九七〇年に結成されたので、教基法を武器に闘わねばならなかったが、いろいろな弱点を克服できずにきている。以下のものがあげられる。

全民研における政治教育推進上の弱点

①党派的教育の否定が徹底されない

民主的な政治教育のあり方について議論が行われて、社会主義や特定党派の立場にのみ依拠する授業実践には問題がある、との意見一致を一九七〇年代に得た。さらに、目標とする「科学」的社会分析は、マルクス主義が前提となるという考えも斥けた。こうした点で先進的であったが、一般社会から見れば特定の立場が強い民主主義像や現状分析が議論全体を支配したし、そうした観点で材料を取捨選択した授業実践が多かった。つまり、政府側や保守派の主張を生徒が選びとるのを認める教材や授業実践には、否定的対応が根強く残り、事実上選ぶべき立場や主張が想定された実践が少なくないのである。生徒の自由な意思決定を認めるディベート学習が一定広がったけれども、原爆投下などの論争ではテーマ設定自体に反対する意見が多いのではないだろうか。

②生徒の意思決定尊重への配慮が優先されない

授業方法については、形式面で民主的かどうかという議論、「二斉講義が非民主的でグループ学習は民主的だ」という議論が誤りだとされ、生徒の実態や要求、必要な内容などを考慮して「最もふさわしい形式が選び出される」べきだとされた。しかし、教育論として適切な授業形態を選ぶことが重要であるものの、議論や討論の力をつけることが民主主義教育の基礎技能として特に重視されるべきだ、という観点は明確にならなかった。こうした討論の力が「民主的な政治教育の大事な基礎のまた基礎」であるとの主張が行われ、強調されることもあったが、民主主義思想や社会科学の知識などの大目標の中で明確に位置づけられるには至らなかった。

ディベート学習が広がった時においてさえ、それが講義式授業「否定」であると受け止めて、その観点での反論が多く出されたのである。講義という方式が非民主的ということはないが、講義内容やその運営が非民主的ということがありえること、つまり政治的中立性を確保し、全ての生徒が自由に自分の政治的立場を決められる配慮が不可欠である、との教基法的立場が十分に重視されてはいないのである。

③教員の「闘い」|| ロマンへの執着が強い

文部省と立場が異なるとはいえ、生徒の意思決定が十分に尊重されないのは次の背景がある。生徒が一人の人間として、成熟度に応じて意思の表明を尊重されるという「子供の権利」条約の意見表明権がいまだに理解されていない。教科

書、もちろん学習指導要領でも書かれることがない。未熟な子供は教師から教えられるべき存在として、子供の思想・信条の自由が実質的に無視される。代わりに、「国民教育」を名目に教育・教員の自由が先行し、生徒の学習者の自由が、理論的にはともかく、実際の授業実践において重視されなかった。民主主義教育の基礎技術として討論が位置づけられれば、その観点から教員の自由への制限が明確になったはずであるが、次に述べる理由から自由な討論が志向されにくくなったのである。

日本の現状を非民主主義と一方的に規定することが多く、この結果、「民主主義実現」を目標にすることが「民主主義教育」の中核になりがちであった。そうなると、この方向をめざす教員の闘いが注視される。全民研発足初期には、「民主主義」という言葉でロマンを大きく語って、それが通じるような時代背景があつて、「おれはこういう生徒を育てたいんだ」……という人間としての願いがあつたと、この方向が肯定的に語られることが多かったのである。また、育てるべき生徒像としての「民主的な生き方をする人間」が、粘り強く討論できる人間という意味より、「民主主義実現」を目標にする人間という意味で語られがちでもあつた。

④組織力育成を目標にした生徒会指導がめざされず

全民研の会則では、その事業がまず公民科・地歴科などの研究・実践の交流で、次に学校における自治活動の研究・実践の交流であり、三つ目が学校における政治教育の研究・実

践交流なのである。しかし、ここまで自治活動が重視された事実はない。大会における関連分科会が、第一回大会で「自治活動と政治教育」、第二回で「生徒の自治活動」、第三回以降に「教師と生徒の集団づくりをどうすすめるか」と変遷し、第一回大会以降に生徒の自立を重視して「自立と連帯をどう育てるか」と変えられた。大きな課題が「仲間と連帯して集団のなかで生きること」でしかなく、学級経営などの集団的な生徒指導が意識されたものの、中核的目標であつたはずの生徒会自治強化という方向が明確にならなかつた。あはる意味で、「民主主義実現」の教育をめざす中で課題から落ちる傾向があつたと言えるだろう。また、生徒会に関心が当たつても、「民主主義実現」のロマンから、大きな学外活動や学校運営への参加など、高度な課題を期待する傾向があつた。生徒自身の活動として中々定着しない生徒会を、普通の日常的活動の中でどう組織化し発展させるべきかという様々な具体的工夫が議論されることは少なかつた。

●原点から距離をとつた「民主主義実現」の教育

大会シンポジウムでは、森田氏が、四〇年間の基調報告を概観し、その時々々の情勢への対応や民主主義に対する思いとして説明した。そこから、全民研にとつての中心課題が、いま述べた「民主主義実現」のロマンであつたことが分かる。全民研は発足時に「政治教育の研究と実践」を掲げ、会の名前に民主主義教育を使つたが、この「民主主義」が政治教育

という原点を、ある意味であいまいにしたとも言える。服部氏が語った民主主義教育は、現実的にこうした特定の志向性を持った「民主主義実現」の教育として語られてきた。

問題は、全民研に集まった会員が直面する諸課題が多いことではない。こうした諸課題を教員として追求する中で、政治教育という全民研の原点と教基法の「政治的教養の尊重」の目標が、全民研の基本方針として堅持できたかが問われるのである。残念ながら、教基法の理念と政治教育の研究と実践を一貫して追求するよりは、民主的な政治教育、「民主主義実現」の教育に偏りがちであった、と私には思われる。

日教組が中心となり「平和教育」に熱心に取り組んだこと、全民研資料集を中心にして判例等を使った人権教育、憲法教育が推進されたことなどが、日本の戦後社会科学教育の大きな特徴と言えるが、これを政治教育の観点から見ると、この特徴は功罪相伴うものであった。すなわち、憲法の三原則の内二つが頻繁に取り上げられたのと比して、国民主権の授業実践がきわめて少なかった。また、これに関して全民研内でも、吉田前事務局長の問題提起があったものの、十分な追究がされなかった。実践としては、熊田氏の選挙に関わる授業や政党政策研究・発表など先駆的な授業が行われたものの、会として独自の意義付けに至らなかったのである。また、多くの会員が主張していた一八才選挙権導入に関しても、会として特別な位置づけができないまま今日に至っている。

現在「主権者教育」や「シティズンシップ教育」の形で、

改めて主権者や市民としての資質を育成しようとする動きが現れている。この中で、政治教育の先頭に立つべき全民研が、教基法の原則に立ち返って、一八才選挙権導入などの課題と共に新たな政治教育の推進に取り組みなければ、日本の民主主義の将来は難しいと言わざるを得ないのである。

以下では、議会制民主主義の理解と、民主主義観、国旗国歌問題、立憲主義の問題について述べることにしたい。

● 政権交替なき保守対立から生まれた民主主義像

全民研、あるいは革新側の運動の中では、その時々的情勢に対して「ファッショ化」や「反動化」という表現が度々されてきた。しかし、現在改めて振り返れば、こうした動き全体の客観的評価としては誤りと言うしかない。これは歴史的限界と言える側面がなくもないが、こうした情勢評価に見られる政治教育内容の問題が、議会制民主主義の実質的軽視なのである。この内容と事情を少し分析してみよう。

五五年体制以降の政治構造は、「保守」対「革新」で、高度成長による経済の構造改革と利益分配による安定化路線をとる自民党に対して、憲法改悪反対と福祉や弱者保護を旗頭に社会党が抵抗したという構図である。主権者の国民は、保守と革新の政権交替を望まず、二対一の支持率比が続いたので、日教組を中心とする教員側の政治教育が妙な「偏向」をきたすことになった。つまり、理念としての国民主権、国民世論の反映という主張と、実際にはそれが自衛隊など革新の反対する自民党政策を支持している現実を、矛盾なく説明し

ようとする中でのずれである。自民党は社会情勢の変化に対応して、基本的な戦略を欠いたまま一定の政策変更を行うが、こうした動きの多くが、革新の主張に歩み寄ったものを合めて、「ファッショ化」や「反動化」として規定された。これに抵抗できるのは「国民」しかなかったが、現実の選挙では国民は自民党を支持したので、期待の方向が国民代表の集まる議会でなく、「国民」の直接運動に向かうことになる。こうした考え方によって、日本の社会科教育は以下のような民主主義観を志向することになったと言えよう。

まず、暗黙の内に直接民主主義を理想と見なす。内容としてはアテネの民主主義を参照するが、志向するのは国内の労組を中心とした抵抗運動である。議会については、多数決による最終決定の意義より、審議における少数派意見の尊重を強調する。また、国民の世論が一つであるかのごとく、「世論」の反映ばかりを国民民主権の意義として重視し、世論対政府・議会の対立図式を浮き立たせがちになる。現実には国の基本方向をどう選ぶかで大きな対立があり、さらに特定の方向性を希望すれば現実の問題が解決するわけでもないのに、現実社会の様々な問題ばかりを強調してしまう。

本来は、基本方向での対立以外にも、少数意見の尊重とは異なる問題として、国民各層に複雑な利害の違いが存在するので、どんな施策を実行するにも一定の反発が避けられない。つまり、これらの複雑な利害の絡みを、議会で審議し調整するという困難があり、さらには目標を実現させる具体策の有無と、実現に伴う困難さがあるのである。「民主主義」

の理念と制度的知識に終始する限り、こうした現実政治の複雑さを教えることができない。さらに、選挙において必要になるのが、単に基本政策の選択だけでなく、各階層の利害調整や政策立案の力を問うことであるのも語れないだろう。

文部省は、こうしたずれを快く思うはずがなく、偏向攻撃や教科書検定などで様々な介入を行ったが、決して民主主義のより正しい姿を示すこともなく、文部省の姿勢自体が偏向していることも明らかなたため、革新側にますますこうした民主主義像が生き続けることとなったのである。

●日本の和に帰着する教科書的民主政治の図式

もう一つの問題が和への志向である。聖徳太子の十七条憲法について和の重視が言われるが、一七条に「大事は独断せず、必ず皆で合議せよ……皆で論議を尽くせば、結論は道理に通ずる」と述べられる。和を強調した一条は、私利私欲を優先するなど言ったにすぎない。実は、保守派がこの一条が大好きで、逆に革新派の強調するのが一七条の精神なのである。「迷走する「ディベート授業」」は、民主主義について「徹底した議論を経て、全員全員が納得する結論を引き出すことに、その最も根源的な意義・真髄がある」と述べる。服部氏もディベートに価値ニヒリズムの可能性を見て「対話を通して……みんな「真理」の探究に向けて、高まりあうといった視点は希薄」と批判した。こうした点に関わって、シンポで服部氏と意見が対立したのが、価値観に関わる授業の

あり方であった。

氏は、周到に用意した異質な事実を対置して、生徒認識を高める「対話」的な授業を展開される。氏の授業が高まりを生んだことを否定しないが、そのきっかけが異質な事実の提示なのである。残念なのは、多くの「対話」授業にこれが少なく、むしろ暗黙の「多数派」的意見で仕切られることが多い。代わりにデイベート学習は、一つの論題で相対する意見が闘う対立説提示の構造を持ち、ここから認識の深まりが生まれるのである。これは抽象的な議論でなく、授業における生徒の認識変化を提示しあつて議論すべきことである。

デイベートは、有限な情報と時間での論争後に決着をつけて、真理の有無を後日に任せる。一致を目標にせず、互いの違いの明確化を重視する政治教育を志向する。これに対して、服部氏は古茂田講演を引用しながら、人間の根源的共同性の意義を強調された。氏は、議論すれば一致するという幻想を持たないが、一致をめざすという理念を大切にすること。これが氏の民主主義理解の本質と言える。問題は、この考え方が結果として一つの結論に至る点で保守派と同じなことである。その内容が異なるし保守派は議論を避けるだろうが、結論や価値観が一つに収束するという理念が、保守側の和の理念と政治制度の図式的説明を補完する結果を生むのである。

教科書の民主政治は、憲法条文に沿った制度的知識の説明が中心となつて、政治分野で国民・政治家・政党が多様な政治的立場や利益を争う、という政治闘争の本質を語らない。権力分立制は、二つの権力の合体で「法の支配」が崩れるこ

とによつて説明されない。憲法上の三権力の相互関係を三権分立の図式とし、権力の腐敗を防ぐ制度という暗記事項として小中高で説明されるだけである。この結果、教科書における民主政治は、国民間にある意見対立や競争を重視せずに、和としての一つの「世論」と政府の対立という静態的な図式が強調されがちになる。こうして、政治のあり様が現実とは似ても似つかなくなり、この点からも現実の生の政治に生徒をさらすことが忌避されるようになる。生徒にとつては、教えられる和の政治と異なつて乱に終始している現実政治が、マスコミで煽られる金権的イメージと重なつて、より強く政治不信を感じさせるものとなるだろう。これでは、若者の投票率の下がらない方が不思議であらう。

● 文部省が恐れる生徒の反乱は国旗・国歌問題、

戦後の学校教育において、現教育基本法第十四条の、旧法から残つた「良識ある公民として必要な政治的教養」が尊重されなければならぬという、政治教育の課題は非常に重要なものであつた。文部省は当初真剣にこれを実施しようとした。一九四九年に出された『新制高等学校教科課程の解説』に「政治という題目を排除すれば学校の使命を果たすことはできない」と述べられたほどである。しかし、その後の歴史の中で政治教育は、左右両派から実質的に圧殺されることになる。すなわち、右は保守自民党とその政権時代の文部省から、左は革新社会党と日教組を中心とする革新勢力から

の圧力であった。保守派は、教員の「政治的中立の確保」で学校に圧力をかけ続け、政治教育忌避の根深い志向が現場に埋め込まれる。他方で革新派は、独特の民主主義観をベースにして、国民が合意できる分野で保守派に対抗した。その中心が平和教育であり、それに関連して君が代・日の丸問題となったのである。

すでに述べたように文科省は、政治活動の禁止に関連させて生徒会活動の抑圧を図ってきた。しかし現状では、過去のような政治活動上の問題が起こることが考えられない。その中で文科省が恐れることは何なのか。最後に残ったものがあるとすれば、それは国旗国歌問題で生徒の「介入」を受けることであろう。すでに日教組対文科省の「対立」が消えた中で、教員対教育委員会の対立として現実には決着がついていない課題でもある。国民意識の調査は古いものしかないが、スポーツ大会などでの様子を見ても、国民の大半が日の丸・君が代を国旗国歌として認めているのは間違いない。この意味で、この問題は民主主義像のずれよりも深刻な、革新側内に残る政治的「偏向」と言えるだろう。しかし、所沢高校などに見られるように、生徒には大人の意識が理解しがたいようなので、この問題での紛争が起こらないとは言えない。

生徒会育成の問題は、こうしたイデオロギー的な活動と切り離して、自治能力の育成を根幹に進めるべきである。このため、儀式運営と思想・信条の自由を露骨に対立させない形、つまり学校の本来の目標とかけ離れた「無駄な」争いをしない方策を講ずるべきである。そのことが、政治教育再生

と生徒会育成にとってよりよい環境を生み出すと考える。

●異なる価値観の、共存の枠組としての立憲主義

シンポでは、吉田氏が国民主権との対立がありうる制約、個人の人権を守る原理として立憲主義の重要性を強調された。近年法教育が注目される中で、「憲法を守る義務があるのは国民でなくて政府である」という表現で、立憲主義の意義を強調する憲法学者が多く現れた。これは説明として誤りでないが、私が強調したのは、この考え方が「生活の中に憲法を」という従来の主張と視点が全く異なることであった。そして、政府権力の危険性ばかりを強調するのは、個人情報侵害やマスコミ被害、DVなど、現実の問題化している事例と食い違ってくるのである。さらに理論的に言えば、こうした立憲主義の説明には日本の偏向があるのである。

参考になるのは、長谷部恭男「憲法と平和を問いなおす」とM・サンデル「これからの「正義」の話をしよう」である。これらで、立憲主義が単なる政府の制約原理としては説明されない。社会の中で多様な価値観を持つ人々が共存するために、価値観対立による内部闘争を防ぐ枠組として立憲主義が語られる。国民主権によれば政府は国民の多数派が組織するから、問題が政府権力の制約ではなくて、国民内の多数派による抑圧、ミルが述べた「多数派の横暴」を防ぐことになるのである。重要なのは、この立憲主義がなぜ欧米に生まれたかである。長谷部が強調するのは、人々の価値観の多様

性を明確に認識し、それを「社会の構成原理である正義の前提条件」としたのが、宗教戦争後のヨーロッパだったことである。同じキリスト教徒の中でカトリックとプロテスタントに分かれて深刻な内戦を繰り返した結果、「異なる価値観の共存しうる社会の枠組」として立憲主義を誕生させた。人間にとつて最も重要な良心⇨信仰の問題での対立を棚上げし、より瑣末な生存条件の確保を、民主主義⇨多数決の扱うべき問題としたのである。サンデルによれば、カントは「仮説上の同意」という論理で、国民全体が同意しうるならばその法は公正だと考えた。立憲主義のカント的解釈は、この集合的合意の仮想⇨存在しえない社会契約としての憲法が、将来の国民まで拘束し公正な社会を維持するという理解である。

日本社会の特性を説明する理由として、侵略や革命のなかったことだけでなく、深刻な内戦⇨価値対立を経験しなかったことに注目したい。現代のグローバリズム下では、従来の和の強調が通用しなくなつたと覚悟するしかない。人々の孤独の解決と公共性の回復には、理解し合えない中でも共存する「大異を残して小同につく」思想が不可欠である。アパルトヘイトの深刻な人種対立を治めた、マンデラの寛容の精神に学びたい。この意味での対話や討論を組織し、クラスから地域、国家までの共同体を公正に維持する力と技を若者に鍛えねばならない。その方法が政治教育の再生であり、生徒会の活性化であると考える。これを担える研究会が全民研であり、この方向で今後も実践と研究を続けていきたい。

(芝浦工業大学柏中学高等学校)

地域教育の構想

三上和夫・湯田拓史／編著
定価 4410 円

都市の学校設置過程の研究

阪神間文教地区の成立 湯田拓史／著 定価 3360 円
都市社会における「教育の公共性」の変容を、学校設置過程を通して検証し、教育の社会管理の方途を導き出す。

教育学としての教育行政⇨制度研究

黒崎勲／著 定価 2625 円

教育の政治経済学〈増補版〉

「戦後教育学」と「国民の教育権」の批判的受容と新たな展開の試み。
学校選択理念の可能性を展望する独創的な理論書。

黒崎勲／著
定価 3990 円

現代アメリカの学校改革

リチャード・エルモア／著 神山正弘／訳 定価 3150 円
日本の教育行政とその研究のあり方の問題提起として刺激的な一冊。

学校評価と四者協議会

●草加東高校の開かれた学校づくり 小池由美子／著
定価 1575 円

開かれた学校づくりの実践と理論

●全国交流会一〇年の歩みをふりかえる

浦野兼洋・神山正弘・三上昭彦／編 定価 2310 円

同時代社

東京都千代田区西神田 2-7-6
電話 03-3266-1314 9
FAX 03-3266-1323 7
www.daijishya.co.jp (価格税込)